

議案第 7 2 号

徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、徳島県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

徳島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

徳島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年徳島県指令市第759号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項及び3の項中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。